## 特別清算終結

**平成２２年（ヒ）第３００６号**
大阪市大正区小林東１丁目２番34号
清算株式会社　矢部輸送株式会社
１　決定年月日　平成22年６月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

## 特別清算協定認可

**平成１９年（ヒ）第５１号**
名古屋市東区徳川２丁目11番６号
清算株式会社　株式会社エムズ
代表清算人　鵜飼　眞弓
１　決定年月日　平成22年６月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる協定債権は、平成20年３月16日（特別清算開始命令日の前日）までの原因に基づいて発生した債権とする。
２　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者を除く各協定債権者（以下､「本件協定債権者」という｡)に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の9.3％の金員を弁済する。
３　清算株式会社は、協定債権者有限会社ミューマ及び協定債権者有限会社エムシースタジオを除く各本件協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から６か月以内を目処として、店舗閉鎖による返還敷金・保証金等、前項弁済後の残余財産換価金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に按分して弁済する。
４　別紙記載の協定債権者は、清算株式会社に対する債権の全額につき、その債務を免除する。
５　協定債権者有限会社ミューマ及び協定債権者有限会社エムシースタジオは、第２項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
６　協定債権者有限会社ミューマ及び協定債権者有限会社エムシースタジオを除く各本件協定債権者は、第２項及び第３項の規定による弁済を受けたときは、各債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
７　協定債権者有限会社ミューマ及び協定債権者有限会社エムシースタジオは、本協定の認可の決定が確定した後速やかに､(株式会社に変更の上）会社を解散し、特別清算開始の申立てを行う。
８　第３項の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者有限会社ミューマ及び協定債権者有限会社エムシースタジオを除く各本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第６項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
名古屋地方裁判所民事第２部

## 監 督 命 令

**平成２２年（再）第５号**
兵庫県伊丹市東有岡２丁目16番地
再生債務者　丸善電機株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　神戸市中央区京町80番　クリエイト神戸９階　弁護士法人東町法律事務所　弁護士　上谷　佳宏
平成22年６月21日
神戸地方裁判所第３民事部

## 決議に付する決定及び債権者集会招集

**平成２１年（再）第１号**
沖縄県那覇市字安謝232番地
再生債務者　株式会社大真木材
１　決議に付する再生計画案　平成22年３月24日付け再生債務者提出の再生計画案
２　投票期間　平成22年８月３日まで及び平成22年８月４日午後３時債権者集会期日
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年８月４日午後３時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　議決権不統一行使の通知期限　平成22年７月28日
平成22年６月18日
那覇地方裁判所民事第３部

## 再生計画認可

**平成２１年（再）第１５号**
大阪府柏原市旭ケ丘１丁目11番８号
再生債務者　株式会社東栄大和商事
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年６月18日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（再）第１６号**
大阪府柏原市国分東条町26番15号
再生債務者　東栄興業株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年６月18日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（再）第１７号**
大阪府柏原市国分東条町26番15号
再生債務者　株式会社東栄大和クリーンセンター
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年６月18日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（再）第１８号**
大阪府柏原市国分東条町26番15号
再生債務者　有限会社東栄あきだ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年６月18日
大阪地方裁判所第６民事部

## 再生手続終結

**平成１８年（再）第３号**
沖縄県石垣市浜崎町２丁目６番地の20
再生債務者　有限会社三協コーラル
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成22年６月21日
那覇地方裁判所民事第３部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２１年（再イ）第４０号**
北海道小樽市稲穂１丁目11番５号
再生債務者　金吉　寛幸
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月14日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月28日から平成22年８月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２２年（再イ）第１８号**
さいたま市桜区大字神田27番地18
再生債務者　水谷　利之
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月14日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月28日から平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２２年（再イ）第８４号**
埼玉県川口市西川口４丁目１番29号
再生債務者　新井　力也
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月14日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月28日から平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

**平成２２年（再イ）第１３０号**
埼玉県北本市石戸宿４丁目17番地８
再生債務者　加藤　典久
１　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年７月14日まで
４　一般異議申述期間　平成22年７月28日から平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部